

令和8年2月6日

令和8年度生活習慣病重症化予防及び  
医療費適正化にかかる各種通知等業務委託(概算契約)に係る  
質問回答書

大阪市職員共済組合

質問	回答
5(1) イ ②多剤服薬者 ・ 2医療機関以上から処方を6種類以上されている者 ・ 多剤投与月数、多剤投与薬剤数が分かるようExcelデータに明記することとなっている。 1 医療機関の場合でも抽出することでは対応不可か。	1 医療機関で多剤投与している場合、薬剤による副作用の問題は発生しにくいと考えるので、原則仕様書どおり抽出をしてください。 1 医療機関の処方による薬剤の問題が生じる可能性があり、通知するべき内容と受注者が考える場合は、両者協議により対応を決定します。
5(1) イ ⑤ 上記①から③に該当する受診者のうち、(ア)精神疾患の患者、(イ)悪性腫瘍の患者、(ウ)指定難病の患者については 通知対象候補者リストに明記することあるが、リストにフラグ立ては必須であるか。 除外対応はのみで問題ないか。	通知対象候補者リストには、(ア)～(ウ)のどれに該当するかを明記することに加え、フラグ立てをお願いします。 除外対応になるのは④で記載している記号99(任意継続)、発注者貸与の通知対象除外者及び資格喪失者のみです。
5(1) ウ ② Excelデータのシートは、「①患者希望による先発医薬品処方者(特別料金発生)」、「②患者希望によらない先発医薬品処方者(特別料金発生なし)」、「③通知対象除外者」の3つに分けて作成する。とあるが、一般的な情報提供として紙面上選定療養費の内容は含まれていないことの提示のみでよいか。	レセプトデータの中に、後発医薬品のある先発医薬品が処方されていた場合、特別料金が発生しているかどうかの情報があるため、その情報をもとに、①に該当するか②に該当するか分類していただき、シートに分けてリストを作成してください。 各リスト上に選定療養費かどうかについての記載は必須ではありません。

<p>5 (2) ア</p> <p>初稿作成後及びその後の校正指示反映後は、速やかに PDF データを提出すること。</p> <p>とあるが校正は必須か。</p>	<p>校正は必須です。</p>
<p>服薬情報通知につきましては、受診の観点（重複受診、時間外受診、頻回受診）のような内容も含めて通知しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>服薬情報通知書について、仕様書 5 (2)ア② に定めている内容が網羅されており、受診の観点が医療費の適正化に資するものであれば、通知しても問題ないと考えます。</p> <p>ただし、通知の内容については、内容を確認させていただいた上、両者協議により決定することとなりますので、通知の内容が趣旨に沿わない場合は、内容を変更していただくことがあります。</p>